

対日講和条約と竹島

—英国国立公文書館所蔵資料の検討—

はじめに

- 1 竹島に言及した総司令部覚書
- 2 駐日英国連絡公館の報告と英国の1951年2月付対日講和条約草案
- 3 英国の1951年3月付および同年4月付対日講和条約草案
- 4 英国政府の方針—領土条項と竹島
- 5 米英協議と竹島



藤井 賢二
(日本安全保障戦略研究所研究員)

おわりに

はじめに

1951年9月8日に署名されて翌年4月28日に発効したサンフランシスコ平和条約によって日本は独立し、同条約によって現在の日本の領域は決定した。この時、日本が竹島を保持することになった経緯は、塚本孝の研究¹で明らかになった。対日講和条約草案作成過程において、米国の対日講和条約草案では当初竹島は朝鮮領とされていたが、1949年末の対日講和条約草案では日本領とされ、1951年4～5月の米英協議と同年7～8月の米韓間のやりとりを経て竹島が日本領として残ることが確定した。サンフランシスコ平和条約の第2章「領域」第2条「(a) 日本は朝鮮の独立を承認して、濟州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。」にある、日本が放

1 「サンフランシスコ条約と竹島—米外交文書集より—」(国立国会図書館調査立法考査局編刊『レファレンス』389 1983年6月 東京)、「韓国の対日平和条約署名問題—日朝交渉、戦後補償問題に関連して—」(同494 1992年3月)、「平和条約と竹島(再論)」(同518 1994年3月)、「対日平和条約と竹島の法的地位」(『島嶼研究ジャーナル』21 島嶼資料センター 2012年10月 東京)など。

棄する朝鮮の付属島嶼に竹島は入らず、竹島は日本の領土として残された。

これに対して、サンフランシスコ平和条約は竹島の領有問題に結論を下したのではないという主張がある²。その際に引用される事例の一つが、英国が作成して1951年の米英協議に提案された対日講和条約草案では竹島が日本の領土から外されていたこと、すなわち英国と米国の意見に相違があったことである。米英協議の記録が簡略であることも、そのような誤解を助けている。そこで、この論文ではイギリス国立公文書館 (The National Archives United Kingdom)³ 所蔵の関連資料から、対日講和条約作成過程における竹島の取扱いについて検討したい。

1 竹島に言及した総司令部覚書

(1) SCAPIN-1033 および SCAPIN-667

連合国軍最高司令官総司令部 (General Headquarters, the Supreme Commander for the Allied Powers) (以下、「総司令部」と略記) の指令 (Supreme Command for the Allied Powers Instruction Note) (以下、「SCAPIN」と略記) のうち、竹島に関わるのは次の二つであることはよく知られている。

一つは、1946年6月22日付「日本の漁業及び捕鯨業許可区域に関する件 (Area Authorized for Japanese Fishing and Whaling)」(以下、「SCAPIN-1033」と表記) 第3項で、日本船舶および日本人の接近・接触を禁止した区域の一つに竹島があった。もう一つは、1946年1月29日付「若干の外廓地域を政治上日本から分離することに關する件 (Governmental and Administrative Separation of Certain Outlying Areas from Japan)」(以下、「SCAPIN-677」と表記) 第3項で、総司令部が日本政府の権力行使を停止した区域に竹島があった。二つの SCAPIN の竹島に関する部分を次に示す⁴。

2 たとえば、鄭秉峻「サンフランシスコ平和条約と獨島」(『獨島研究』18 (嶺南大学獨島研究所 2015年6月 慶山) 掲載。その後、同研究所編『獨島領有権確立のための研究』Ⅷ (先人 2016年12月 ソウル) に収録) は東西冷戦の激化を背景としてサンフランシスコ平和条約の領土条項は曖昧になったという趣旨のようである。

3 日本国際問題研究所内の領土・歴史センターの出張依頼により2018年11月に調査を行った。この論文はその時に収集したイギリス国立公文書館所蔵資料の一部を検討するものである。

4 農林大臣官房渉外課編『総司令部覚書集 自降伏日 至昭和23年12月31日』による。SCAPIN-1033は日本文116頁・英文108頁。SCAPIN-667は日本文9頁・英文8頁。

SCAPIN-1033は、次のように規定されていた(引用文中の太字協調は藤井による。以下同じ)。

日本の船舶及び船員は北緯三七度一五分 東經一三一度五三分にある竹島から十二哩以内に近づいてはならず、又この島との一切の接觸は許されない。

Japanese vessels or personnel thereof will not approach closer than twelve (12) miles to **Takeshima (37°15' North Latitude, 131°53' East Longitude)** nor have any contact with said island.

また、SCAPIN-667は、以下のように規定されていた。

この指令の目的から日本と言う場合は次の定義による。

日本の範圍に含まれる地域として、日本の四主要島嶼(北海道、本州、四國、九州)と、對馬諸島、北緯三〇度以北の琉球(南西)諸島(口之島を除く)を含む約1千の隣接小島嶼。

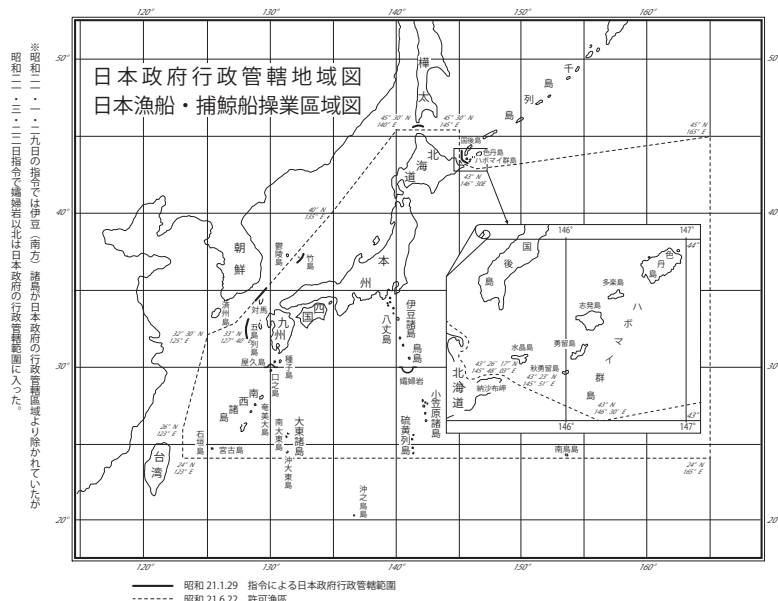
日本の範圍から除かれる地域として

(a) 鬱陵島、竹島、濟州島 (b) 北緯三〇度以南の琉球(南西)列島(口之島を含む)、伊豆、南方、小笠原、硫黄群島、及び大東群島、沖ノ島、南鳥島、中ノ島を含むその他の外廓太平洋全諸島 (c) 千島列島、齒舞群島(水晶、勇留、秋勇留、志發、多樂島を含む)、色丹島

For the purpose of this directive, Japan is defined to include the four main islands of Japan (Hokkaido, Honshu, Kyushu and Shikoku) and the approximately 1,000 smaller adjacent islands, including the Tsushima Islands and the Ryukyu (Nansei) Islands north of 30°North Latitude (excluding Kuchinoshima Island), and excluding (a) Utsuryo (Ullung) Island, **Liancourt Rocks (Take Island)** and Quelpart (Saishu or Cheju) Island, (b) the Ryukyu (Nansei) Islands south of 30°North Latitude (including Kuchinoshima Island), the Izu, Nanpo, Bonin (Ogasawara) and Volcano (Kazan or Iwo)

Island Groups, and all the outlying Pacific Islands including the Daito (Ohigashi or Oagari) Island Group, and Parece Vela (Okino-tori), Marcus (Minami-tori) and Ganges (Nakano-tori) Islands, and (c) the Kerile(Chishima)Islands, the Habomai (Hapomaze) Island Group (including Suisho, Yuri, Akiyuri, Shibotsu and Taraku Islands) and Shikotan Island.

これら二つの SCAPIN を示したのが〔画像 1 日本政府行政管轄地域図 日本漁船捕鯨船操業区域図〕である。この図の左側の説明にあるように、SCAPIN-677 第3項 (b) の島嶼のうち、伊豆諸島と孀婦岩から北の島嶼は、1946年3月22日付 SCAPIN-841 で日本政府の権力行使を停止させた島嶼から外された。また、1949年9月19日付の SCAPIN-2046 で竹島への接近・接触は3海里以内に変更された。



画像 1 日本政府行政管轄地域図 日本漁船捕鯨船操業区域図

出典：外務省特別資料部編『日本占領及び管理重要文書集 第2巻 政治、軍事、分科篇』（1949年3月）（国立国会図書館所蔵）

1947年8月26日から9月2日まで「対日講和問題を本格的にとりあげた最初の国際会議」である英連邦キャンベラ会議が開催された。この会議は、「ここでの討議はその後の英連邦各国の対日講和問題への態度の発展にあたって、基調を形づくった」と評価される⁵。二つの SCAPIN はこの会議の関連資料に次のように登場する。

(2) 1947年7月9日付の漁業問題の説明⁶

これは、英国外務省経済産業企画局が英国農漁業省の P.D.H.Dunn に宛てた文書であり、英国植民地省が、対日講和条約には日本漁船の東経120度以西の操業を禁止する条項が含まれるべきだと提案したと伝えている。210頁に SCAPIN-1033 の全文が添付されている。

(3) 1947年7月22日付の日本の旧領土についての説明⁷

これは、英国外務省が英連邦関係省の J.M.C.James に宛てた文書であるが、41～43頁に SCAPIN-677 と SCAPIN-841 が添付されている。キャンベラ会議代表団に情報提供するために作成されたこの文書では、The Japanese Empire (以下「日本帝国」と表記)、関東州租借地、委任統治領についての略史と現在の統治機関等が説明されている。「法的には、日本が支配していた領域の地位は戦争による影響は受けず、平和条約による決定か公式の合意まで変化しない」という説明が最初にある。

この文書によると、日本帝国は、(1) 四つの主たる島、(2) 佐渡・淡路島・隠岐・壱岐・対馬と五島を含む四千の近接する諸小島、(3) 琉球諸島・小笠原諸島・千島列島・澎湖諸島の四つの特別な諸島、(4) 朝鮮、(5) 台湾、(6) 南樺太に分類されている。

日本帝国の説明で、「Japan Proper」(上記のうち(1)および「約千の近接する諸小島」)は SCAPIN-677 と SCAPIN-841 によって限定されて (defined) いるとしている。琉球諸島南部 (The South Ryukyu Islands)、小笠原諸島などについては、日本の降伏前に米軍に占領されて現在も極東軍司令官

5 細谷千博『サンフランシスコ講和への道』（中央公論社 1984年8月 東京）24・25頁。
 6 ECONOMIC & INDUSTRIAL PLANNING STAFF, FOREIGN OFFICE → MINISTRY OF AGRICULTURE & FISHERIES Japanese Peace Treaty Preparations: Limitation of Japanese Fishing Areas (FO371/63772, F9379).
 7 FOREIGN OFFICE, S.W.1. → COMMONWEALTH RELATIONS OFFICE Japanese Empire Territory Leased to Japan and Territories Formerly under Japanese Mandate (FO371/63788, F9974).